（海事代理士法施行規則の一部改正）

第六条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者） **第一条**　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号。以下「法」という。）第三条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により海事代理士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（海事代理士となる登録） **第一条の二**　法第九条第一項の登録の申請をしようとする者は、別記第一号様式による申請書を、登録を受けようとする事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。	（海事代理士となる登録） **第一条**　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号。以下「法」という。）第九条第一項の登録の申請をしようとする者は、別記第一号様式による申請書を、登録を受けようとする事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。
2　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。	2　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）の記載のある住民票の写し	二　戸籍抄本（外国人にあつては、住民票の写し）
（削る）	三　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書
三　申請者が法第三条第二号から第五号までに該当しない旨の宣誓書	四　申請者が法第三条第三号から第五号までに該当しない旨の宣誓書
3　地方運輸局長は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書面を提出させることができる。	（新設）
（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出） **第五条の二**　海事代理士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該海事代理士が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、所轄地方運輸局長に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（新設）

第一号様式（第一条の二関係）　（A列四番）

海事代理士登録申請書				
氏名（振仮名）		生年月日		備考
事務所の所在地				
業務に使用する印章		法第六号の証書の番号	第　　号	
精神の機能の障害の有無				

第一号様式（第一条関係）　（A列四番）

海事代理士登録申請書				
氏名（振仮名）		生年月日		備考
事務所の所在地				
業務に使用する印章		法第六号の証書の番号	第　　号	